

第21回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和2年度11月第21回総会を開会いたします。

開会時間は午後1時32分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は推進委員「須澤和一」委員、「櫻井毅」委員より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は7名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号2番「根岸富夫」委員、3番「原川功」委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、を上程いたします。今月は2件の申請がありました。はじめに、申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

本申請について補足説明いたします。

まず、本申請事由に記載されていた太陽光発電施設の場所ですが、案内図5ページをご覧ください。まんなかの大きく囲ってあるグレーの部分が、経済産業省から認定を受けている太陽光事業用地です。これ以外に緑地帯等を含むと開発事業面積は約1.2haになります。こちらは3社がそれぞれ認定を受けている太陽光事業用地の集合体で、その施行等を一手に任されているのが今回の申請者（法人）です。

今回の申請地は太陽光計画地の東側、事務所付近に位置します。

申請地には太陽光パネルを仮置きするとのことで、1枚にパネルが30枚乗るパレットを250枚配置予定です。最大7500枚のパネルが仮置きできる計算で、納品後は順次設置していく予定です。

本申請について、借地料のみで工事は自社で行うため発生しません。また、隣接耕作者のはおりません。

林地開発の許可、道路占用等公共機関の許可証の写しが添付されております。

一時転用になりますので、工事完了後には農地に復元しお返しする旨の誓約書が添付してあることを申し添えます。

なお、本件の農地区分は、概ね1.0ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

第21回定期総会議事録

- 4番田下委員 4番田下が報告します。11月20日、農業委員3名、推進委員5名、計8名で調査をいたしました。現地は農地に囲まれており、窪地になった農地のような状態です。現地調査には関係者が立ち会って下さり、申請地が工事に必要であること、また終わったら農地に現状復旧することをお話されていきました。委員の中では復旧の確認をしっかりと行うべきであるという話ができました。以上です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- 6番田端委員 はい。
- 議長 はい。田端委員。
- 6番田端委員 6番田端です。太陽光については許可が下りているんですか。
- 議長 事務局いかがですか。
- 事務局 はい。太陽光については平成27年に林地開発の許可を受け、その後工事がなかなか進んでいませんでしたが最近動き出したところです。林地開発については許可を受けています。工事を進めていったところ平らな場所にパネルを置いたほうが効率がよいという話になり、今回農地転用の一時転用ができたものです。
- 議長 ほかにありますか。
- 9番権田委員 はい。
- 議長 はい。権田委員。
- 9番権田委員 9番権田です。私の担当地区でもあるのですが、次の申請番号2番議案も関連案件になりますので、両方の現地説明を聞いていただいたうえで採決していただくことはできないでしょうか。
- 議長 それでは、申請番号1番と2番は関連案件だということなのですが、只今提案のありましたように一括して審議をするということでもよろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 議長 ありがとうございます。
それでは、申請番号2番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 つづきまして、申請番号2番につきまして説明させていただきます。
(申請番号2番について説明)
本申請について補足説明いたします。

第21回定期総会議事録

事務局

本申請は申請番号1番の関連案件です。案内図5ページをご覧ください。申請地は太陽光計画地の西側になります。太陽光事業地は山林になっており、申請事由にあったように西側から東側に工事を進めていく予定で、その過程で「パネル総数」と文字のあるあたりに調整池が設けられる予定です。基本的に工事は事務所側から侵入し行うそうですが、すでに事業地内の土木工事はすすんでおり、調整池ができると徒歩での進入しかできなくなってしまうため、今回の申請地を一時転用し、資材置き場及び進入路として使用し、パネル設置を両側から行いたいとのことです。

申請地には太陽光パネルを最大4800枚仮置きする予定で、1枚にパネルが30枚乗るパレットを160枚配置予定です。また、通行部分については鉄板を敷いて対応します。

また、申請番号1番と同様、林地開発の許可、道路占用等公共機関の許可証の写しが添付されています。

本申請について、借地料のみで工事は自社で行うため発生しません。また、隣接耕作者のはおりません。

なお、本件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

12番大澤委員

12番大澤が報告します。11月20日、農業委員3名、推進委員5名、計8名で調査をいたしました。申請番号1番の次に現地調査を行いました。現場は桑畑になっており、管理されておりました。進入路には鉄板を敷くという説明があり、それ以外はパネルや電材を仮置きして使用することです。以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑に入ります。申請番号1番、2番についてあわせて質疑をお受けいたします。まず、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

3番原川委員

はい。

議長

はい。原川委員。

3番原川委員

3番原川です。太陽光パネル設置の工期はいつまででしょうか。

議長

事務局、いかがですか。

事務局

はい。令和3年3月末予定ですが、実際の状況によっては工期が延びる可能性はあるかと思いません。

議長

ほかになにかございますか。

2番根岸委員

はい。

議長

はい。根岸委員。

第21回定期総会議事録

- 2番根岸委員 2番根岸です。確認ですが、最終的に現況復帰となったときには、第三者は立ち合いを行うのでしょうか。
- 議長 事務局、いかがですか。
- 事務局 はい。それは田下さんのほうからも話がありましたが、こちらの案件は県の許可案件です。事業完了時点で工事完了届の提出を求めていますので、提出されましたら農業委員会事務局でしっかり現地確認を行わせていただきます。その上で県へ提出させていただきます。
- 2番根岸委員 ありがとうございます。
- 議長 ほかにありますか。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番と2番は別々に採決いたします。はじめに申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手多数)
- 議長 賛成多数ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございます。つづきまして申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手多数)
- 議長 賛成多数ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございます。
- なお、議案第1号は許可権者が埼玉県になりますので、本件2件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
- つづきまして、日程3、議案第2号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について」を上程いたします。
- 審議の進め方について、先に委員の皆様にお諮りしたいと思います。再設定および新規共に、地区毎に現地調査報告と質疑、採決をとる方法で議事を進めたいと思います。ただし、委員に関係する案件については、その地区の頭で個別に審議し、残りを一括採決をとる方法で議事を進めたいと提案します。よろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 議長 承認が得られたということで、議案第2号につきましては地区ごと一括採決で進めさせていただきます。
- それでは、これから審議に入ります。今回は再設定が27件、新規が25件、計52件の申請がありました。土地の所在地等の説明は特に必要な場合以外は省略しても差し支えないと致します。

第21回定期総会議事録

議長

はじめに、小川地区の再設定の審議に入ります。関係委員はおりませんので一括審議といたします。申請番号1番から6番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第2号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について「小川町長から農用地利用集積計画について承認を求められたので、意見の決定を諮る」とのことです。

これは農業経営基盤強化促進法という国の法律のもと、当事者より申し出がされるものです。市町村はこの法律に基づき、「農用地利用集積計画」というものを作成しており、利用権はこの計画の一部です。町はこの計画を公告するために農業委員会の決定を経る必要があるため、今回承認を求められているものです。また、農業委員会は、担い手や土地所有者からの申し出を受けて、農地の利用調整に努めることが求められています。

以上を踏まえまして、議案の内容説明に入らせていただきます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、町から当委員会に、農用地利用集積計画について承認を求められております。今回の申請の合計は、52件、88筆、106,292㎡です。

議案説明につきましては、時間の関係もありますので申請番号・譲渡人・譲受人を読み上げさせていただきます。

それでは、申請番号1番～6番の再設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、小川地区になります。

議長

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

6番田端委員

6番田端が報告いたします。

1番から5番は耕耘されている状態です。

6番は堆肥置場になっています。

以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番から6番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので小川地区再設定、1番から6番についてはすべて可決、承認されました。ありがとうございました。

第21回定期総会議事録

- 議長 つづきまして、大河地区の再設定の審議に入ります。関係委員がおりますので先に関係委員の案件を審議いたします。申請番号11番について審議します。関係委員である横田委員の退出を求めます。
- (横田委員、退出)
- 議長 それでは、横田委員の関係案件、申請番号11番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、申請番号11番の再設定について読み上げます。
(議案書を朗読)
最後に調査区は、大河地区になります。
- 議長 それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 11番青木委員 11番青木が報告します。11月21日、農業委員2名、推進委員3名、計5名で調査をしてきました。
11番は耕耘、管理してありました。来期は大豆を作付けされるそうです。
以上です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号11番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号11番については可決、承認されました。横田委員の着席を命じます。
- (横田委員、着席)
- 議長 つづきまして、大河地区再設定、委員関係案件1件を除く、7番から12番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、申請番号11番を除く7番から12番の再設定について読み上げます。
(議案書を朗読)
最後に調査区は、大河地区になります。
- 議長 それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

第21回定期総会議事録

- 推進委員澤田委員 推進委員澤田が7番について報告します。
7番は耕耘、管理してありました。
以上です。
- 11番青木委員 11番青木が8番から10番について報告します。
8番から10番は耕耘、管理してありました。
以上です。
- 2番根岸委員 2番根岸が12番について報告します。
12番は耕耘、管理してありました。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。委員関係案件1件を除く、7番から12番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、委員関係案件1件を除く7番から12番についてはすべて可決、承認されました。これにより、大河地区の再設定はすべて可決承認されました。ありがとうございました。
- つづきまして、竹沢地区の再設定の案件を審議いたします。申請は1件で関係委員はおりません。申請番号13番について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、申請番号13番の再設定について読み上げます。
(議案書を朗読)
最後に調査区は、竹沢地区になります。
- 議長 それでは、申請番号13番について、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 推進委員吉岡委員 推進委員吉岡が報告します。
13番は多品種にわたって野菜が作付けしてありました。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

第21回定期総会議事録

- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号13番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので竹沢地区再設定の申請番号13番については可決、承認されました。ありがとうございました。
つづきまして、八和田地区の再設定の案件を審議いたします。委員関係はおりませんので一括審議といたします。申請番号14番から27番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、申請番号14番～27番の再設定について読み上げます。
(議案書を朗読)
最後に調査区は、八和田地区になります。
- 議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 推進委員大塚委員 推進委員大塚が14番から19番について報告します。11月20日、農業委員3名、推進委員1名で調査しました。
14番は草刈管理しておりました。
15番は稲作後の状態でした。
16番は堆肥置場として利用されておりました。
17番は白菜、たまねぎ、キャベツ、ネギ等が作付けされておりました。
18番は稲作後の状態でした。
19番は葉物野菜が作付けされておりました。
以上です。
- 推進委員遠藤委員 推進委員遠藤が20番から22番について報告します。
20番21番は冬野菜が作付けしておりました。
22番は大豆の収穫前でした。
以上です。
- 推進委員高橋委員 推進委員高橋が23番から25番について報告します。
23番は大豆の収穫前でした。
24番は水田耕作後でした。
25番は耕耘後の綺麗な状態でした。
以上です。
- 推進委員遠藤委員 推進委員遠藤が26番について報告します。
26番27番は水稻収穫後でした。

第21回定期総会議事録

推進委員遠藤委員

以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。八和田地区再設定、14番から27番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、八和田地区再設定、14番から27番についてはすべて可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、小川地区の新規の案件を審議いたします。関係委員はおりませんので一括審議いたします。申請番号28番～30番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、申請番号28番～30番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、小川地区になります。

議長

それでは、申請番号28番～30番について、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

6番田端委員

6番田端が報告します。調査日は11月22日に農業委員3名、推進委員2名、計5名で調査しました。

28番から30番は草刈管理状態でした。

以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。小川地区新規設定、申請番号28番～30番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

第21回定期総会議事録

- 議長 全員賛成ですので小川地区新規設定、28番～30番については可決、承認されました。ありがとうございました。
つづきまして、大河地区の新規の案件を審議いたします。大河地区新規設定は1件で関係委員はおりません。申請番号31番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、申請番号31番の新規設定について読み上げます。
(議案書を朗読)
最後に調査区は、大河地区になります。
- 議長 それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 2番根岸委員 2番根岸が報告します。調査日は11月21日農業委員3名、推進委員2名、計5名で調査しました。
31番は大半が耕作、保全管理がされております。現在手が付けられていない場所はこれから作付け計画があるとのことです。
以上です。
- 議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号31番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、大河地区新規設定、申請番号31番については可決、承認されました。ありがとうございました。
つづきまして、竹沢地区の新規設定については申請がありませんでしたので、八和田地区の新規設定について審議します。関係委員がおりますので先に関係委員の案件を審議いたします。はじめに、申請番号33番ついて審議します。関係委員である吉野委員の退出を求めます。
- (吉野委員、退出)
- 議長 それでは、吉野委員の関係案件、申請番号33番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、申請番号33番の新規設定について読み上げます。
(議案書を朗読)
最後に調査区は、八和田地区になります。

第21回定期総会議事録

- 議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 推進委員大塚委員 推進委員大塚が報告します。
 33番は稲作後の状態でした。
 以上です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号33番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号33番については可決、承認されました。吉野委員の着席を命じます。
- (吉野委員、着席)
- 議長 つづきまして、申請番号41番～43番について審議します。関係委員である遠藤委員の退出を求めます。
- (遠藤委員、退出)
- 議長 それでは、遠藤委員の関係案件、申請番号41番～43番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、申請番号41番～43番の新規設定について読み上げます。
(議案書を朗読)
 最後に調査区は、八和田地区になります。
- 議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 推進委員高橋委員 推進委員高橋が報告します。
 41番～43番は作付け前の耕耘状態でした。
 以上です。
- 議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

第21回定期総会議事録

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号41番～43番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号41番～43番については可決、承認されました。遠藤委員の着席を命じます。

(遠藤委員、着席)

議長 つづきまして、八和田地区新規設定、委員関係案件4件を除く、32番から52番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、委員関係案件4件を除く、32番から52番の新規設定について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員大塚委員 推進委員大塚が32番から39番について報告します。

32番は草刈管理状態でした。

34番は草刈管理状態でした。

35番から37番は大豆収穫前の状態でした。

38番39番は稲作後耕耘されていました。

以上です。

推進委員遠藤委員 推進委員遠藤が40番から番について報告します。

40番は有機野菜が作付けされておりました。

44番から46番は大豆収穫前の状態でした

47番48番49は水稻の作付け収穫後でした。

50番から52番は有機野菜が作付けされておりました。

以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

第21回定期総会議事録

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。八和田地区新規設定、委員関係案件4件を除く、32番から52番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、委員関係案件4件を除く32番から52番についてはすべて可決、承認されました。これにより、八和田地区の新規設定はすべて可決承認されました。ありがとうございました。

以上で、今回申請のあった再設定、新規申請についてはすべて承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、日程4、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。事務局より報告いたします。報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について「申請人より農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。

(申請番号1番を読み上げる)

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

つづきまして、日程5、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は5件の届出がありました。申請番号1番から順に事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。事務局より報告いたします。報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。

(申請番号1番から順に読み上げる)

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和2年度11月第21回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後4時4分です。